

## 鹿 児 島 県 公 報

令和6年3月12日（火）第497号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1  
 ○保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1  
 ○保安林の指定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2  
 ○特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 (河川課取扱い) 2  
 ○特定都市河川流域における基準降雨 (河川課取扱い) 3  
 ○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (熊毛支庁取扱い) 4

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

## 告 示

## 鹿児島県告示第170号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和6年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第26号	有限会社萬造寺林業 いちき串木野市春日町 178番地5	幼苗の育成	有限会社萬造寺林業 いちき串木野市春日町 178番地5

## 鹿児島県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林の所在場所  
霧島市福山町福山字上ノ茶屋1837番
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第172号**

令和 6 年 1 月 29 日農林水産省告示第 194 号で保安林として指定された森林に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 6 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 所在が不明な者の氏名

栄森哲雄

2 通知の要旨

(1) 保安林の所在場所

曾於市末吉町岩崎字築土手頭 6404 番 3

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

**鹿児島県告示第173号**

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 3 条第 5 項及び同項において準用する同条第 3 項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

令和 6 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 特定都市河川

(1) 新川水系

河 川 名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
新川	左岸 鹿児島市小野町 5150 番 2 地先 右岸 鹿児島市西別府町 436 番地先	海に至る

(2) 甲突川水系

河 川 名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
甲突川	鹿児島市郡山町 3494 番地先の伊良ヶ谷滝	海に至る
山崎川	鹿児島市下伊敷三丁目 997 番 3 地先の日当平一の橋	甲突川への合流点
幸加木川	左岸 鹿児島市小野三丁目 1362 番地先 右岸 鹿児島市小野三丁目 1371 番・1372 番合併地先	甲突川への合流点
長井田川	左岸 鹿児島市伊敷町 2257 番 6 地先 右岸 鹿児島市伊敷町 2195 番 2 地先	甲突川への合流点
犬迫川	左岸 鹿児島市犬迫町 6480 番 1 地先 右岸 鹿児島市犬迫町 6513 番 2 地先	甲突川への合流点
花野川	左岸 鹿児島市岡之原町 1617 番地先 右岸 鹿児島市岡之原町 1940 番 5 地先	甲突川への合流点
比志島川	左岸 鹿児島市皆与志町 3834 番 1 地先 右岸 鹿児島市皆与志町 3832 番 1 地先	甲突川への合流点
川田川	左岸 鹿児島市花尾町 1893 番 9 地先 右岸 鹿児島市花尾町 860 番 2 地先	甲突川への合流点
宮脇川	鹿児島市花尾町 2387 番 6 地先の岩下橋	川田川への合流点
油須木川	左岸 鹿児島市油須木町 1065 番 2 地先	甲突川への合流点

	右岸 鹿児島市油須木町886番地先	
--	-------------------	--

(3) 稲荷川水系

河 川 名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
稲荷川	鹿児島市宮之浦町2655番1地先の市道橋	海に至る
西牟田川	鹿児島市本名町2143番1地先の農道橋	稲荷川への合流点

2 特定都市河川流域

次の図面の赤色枠で囲まれた区域

(「次の図面」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第174号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、令和6年3月12日鹿児島県告示第173号（特定都市河川及び特定都市河川流域の指定）で告示した特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和6年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

降雨波形：中央集中型  
生起確率：10年に1度

24時間総雨量：244.0mm  
最大降雨強度（1時間）：66.3mm/h  
最大降雨強度（10分間）：130.9mm/h

時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10	3.2	6	0-10	5.5	12	0-10	77.2	18	0-10	5.3
	10-20	3.2		10-20	5.7		10-20	49.4		10-20	5.2
	20-30	3.2		20-30	5.8		20-30	38.2		20-30	5.1
	30-40	3.3		30-40	5.9		30-40	31.8		30-40	5.0
	40-50	3.3		40-50	6.1		40-50	27.6		40-50	4.9
	50-60	3.4		50-60	6.2		50-60	24.6		50-60	4.8
1	0-10	3.4	7	0-10	6.4	13	0-10	22.3	19	0-10	4.7
	10-20	3.4		10-20	6.6		10-20	20.5		10-20	4.7
	20-30	3.5		20-30	6.8		20-30	19.0		20-30	4.6
	30-40	3.5		30-40	7.0		30-40	15.4		30-40	4.5
	40-50	3.6		40-50	7.2		40-50	14.3		40-50	4.4
	50-60	3.6		50-60	7.5		50-60	13.3		50-60	4.3
2	0-10	3.7	8	0-10	7.7	14	0-10	12.5	20	0-10	4.3
	10-20	3.7		10-20	8.0		10-20	11.7		10-20	4.2
	20-30	3.8		20-30	8.3		20-30	11.1		20-30	4.1
	30-40	3.8		30-40	8.6		30-40	10.5		30-40	4.1
	40-50	3.9		40-50	9.0		40-50	10.0		40-50	4.0
	50-60	3.9		50-60	9.4		50-60	9.6		50-60	4.0
3	0-10	4.0	9	0-10	9.8	15	0-10	9.2	21	0-10	3.9
	10-20	4.0		10-20	10.3		10-20	8.8		10-20	3.8
	20-30	4.1		20-30	10.8		20-30	8.4		20-30	3.8
	30-40	4.2		30-40	11.4		30-40	8.1		30-40	3.7
	40-50	4.2		40-50	12.1		40-50	7.8		40-50	3.7
	50-60	4.3		50-60	12.9		50-60	7.6		50-60	3.6
4	0-10	4.4	10	0-10	13.8	16	0-10	7.3	22	0-10	3.6
	10-20	4.5		10-20	14.8		10-20	7.1		10-20	3.5
	20-30	4.5		20-30	16.1		20-30	6.9		20-30	3.5
	30-40	4.6		30-40	19.7		30-40	6.7		30-40	3.5
	40-50	4.7		40-50	21.3		40-50	6.5		40-50	3.4

	50-60	4.8		50-60	23.4		50-60	6.3		50-60	3.4
5	0-10	4.9	11	0-10	26.0	17	0-10	6.2	23	0-10	3.3
	10-20	5.0		10-20	29.5		10-20	6.0		10-20	3.3
	20-30	5.1		20-30	34.6		20-30	5.9		20-30	3.3
	30-40	5.2		30-40	42.9		30-40	5.7		30-40	3.2
	40-50	5.3		40-50	59.3		40-50	5.6		40-50	3.2
	50-60	5.4		50-60	130.9		50-60	5.5		50-60	3.2

## 鹿児島県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により徳之島町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 徳之島都市計画下水道
- (2) 名称 徳之島町公共下水道

## 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

## 熊毛支庁告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 3 月 12 日

熊毛支庁長 籠原剛

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
AZグループホーム中種子園	熊毛郡中種子町野間5297番3	株式会社エイゼット	東京都国分寺市本町四丁目12番22号	外菌 輝美	令和5年10月1日	共同生活援助

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第27号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 3 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P牙狼11～冴島大河～XX-MU	株式会社サンセイアールアンドディ	410024
ぱちんこ遊技機	e新・必殺仕置人～超斬撃～K3	京楽産業、株式会社	3P1749
回胴式遊技機	L押忍！番長4 A3	株式会社大都技研	3S1296